

令和2・3年度の保険料率が決定いたしました

①保険料率について

後期高齢者医療制度では、被保険者の方々の医療費の動向を踏まえ、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。

現在、被保険者一人当たりの医療費は年々増加しており、高齢化の進展とともに、今後も増えることが見込まれています。

保険料は、被保険者のみなさまが安心して医療機関を受診するために必要な、いわば「命・健康を支える大事な財源」です。

保険料率改定にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

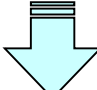
令和2・3年度の保険料率は、次のとおりです。

年度	平成30・令和元年度	令和2・3年度
均等割額	50,500円	55,100円
所得割率	9.57%	10.38%

$$\begin{array}{c} \text{後期高齢者} \\ \text{医療保険料額} \\ \text{(年間) ※1} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{55,100円} \\ \text{(年間)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額 ※2} \\ \text{10.38\%} \\ \text{(年間)} \end{array}$$

※1 年間保険料上限額は、64万円です。

※2 (総所得金額等 - 基礎控除額) × 所得割率 10.38%

- 
- ・年金所得 (年金収入 - 公的年金控除額)
 - ・給与所得 (給与収入 - 給与所得控除額)
 - ・農業所得
 - ・営業所得
 - ・不動産所得
 - ・その他所得

②均等割額の軽減について

《 所得の低い方への軽減措置 》

世帯内の被保険者全員と世帯の所得金額の合計に応じて均等割額が軽減されます。

また、均等割2割軽減、5割軽減の軽減判定所得が見直され、軽減を受ける対象世帯が拡大されます。

なお、年金収入が80万円以下などの要件を満たす場合は、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給対象となります。

同一世帯内の被保険者全員と世帯主の軽減判定所得金額の合計額	軽減割合	軽減後の均等割年額
33万円※1以下	7.75割	12,300円
33万円※1以下かつ世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他の所得がない)	7割	16,500円
33万円※1 + 28万5千円※2 × (被保険者数) 以下	5割	27,500円
33万円※1 + 52万円※3 × (被保険者数) 以下	2割	44,000円

注)均等割額の軽減対象所得は総所得金額等から公的年金に係る所得金額について15万円を上限に控除した額となります。

※1 令和2年度は33万円、令和3年度は43万円

※2 令和元年度の28万円から28.5万円へ変更

※3 令和元年度の51万円から52万円へ変更

《 被扶養者であった方の軽減措置 》

被保険者の資格を取得した前日に被用者保険(協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など)の被扶養者であった方は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

また、所得割額は課されません。

※国民健康保険、国民健康保険組合は、対象となりません。

※所得の低い方への軽減措置に該当する場合は、軽減割合の大きい方が優先となります。